

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

○公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... 57

## 規 則

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年9月30日  
北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第93号

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の(裏)の補償の内容の1の項(3)の事項中「別表第1」を「別表第2」に改め、同項(4)の事項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則別表第3」に改め、同項(6)の事項中「別表第2」を「別表第4」に改める。

別記第3号様式の(裏)の注意事項の2の項中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

### 附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年9月30日  
北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第94号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の2項を加える。

34 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号。以下「暫定措置法」という。）第16条第2項又は第3項の規定による納付は、支庁長が行うものとする。

35 暫定措置法第16条第2項又は第3項の規定により納付する場合には、別記第6号様式に準じて作成した通知書によりこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知するものとする。

別記第1号様式の5の末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

## 目 次

### 規 則

- 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (人事課) 41
- 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課) 41
- 北海道財務規則の一部を改正する規則..... (出納局総務課) 47

### 告 示

- 北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正..... (法制文書課) 47
- 平成20年度鳥獣保護区の更新..... (自然環境課) 47
- 平成20年度特定猟具使用禁止区域の指定..... (自然環境課) 50
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課) 51
- 土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課) 51
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (農業支援課) 52
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 52
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 52
- 建設業を営む者に対する監督処分..... (建設情報課) 52
- 道路の供用の開始..... (道路課) 52
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課) 53
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課) 53
- 北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正（2件）... (出納局経理課) 53

### 公 表

- 北海道人事行政の運営等の状況..... (人事課) 53

### 支 庁 告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 53

### 道企業管理規程

- 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程..... 54

### 道教育庁後志教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）..... 54

### 道人事委員会規則

摘要 道税と併せて地方法人特別税の調査に従事したときに使用する場合は、この様式中「道税調査結果表」とあるのを「道税等調査結果表」と訂正して使用すること。

別記第2号様式の3末尾欄外摘要の事項を次のように改める。

摘要1 道税と併せて地方法人特別税の納付納入の告知をするときに使用する場合は、この様式中「道税」とあるのを「道税等」と訂正して使用すること。

2 不要文字を消して使用すること。

別記第2号様式の4末尾欄外注意の事項の次に次のように加える。

摘要 道税と併せて地方法人特別税について督促をするときに使用する場合は、この様式中「道税」とあるのを「道税等」と訂正して使用すること。

別記第2号様式の4の2(1葉)(表)の末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 地方法人特別税が滞納処分費の徴収の基因となっているときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用すること。

別記第4号様式その2中「法人事業税(外形標準課税)徴収猶予(期間延長)申請書」を「法人事業税(外形標準課税)・地方法人特別税徴収猶予(期間延長)申請書」に改め、「当該事業税」の次に「及び地方法人特別税」を加える。

別記第4号様式の2その2中

「事業税」を

「事業税・地方法人特別税」に、

「所得割額」を「所得割額又は地方法人特別税」に改め、同様式その3中「法人事業税(外形標準課税)徴収猶予(期間延長)通知書」を「法人事業税(外形標準課税)・地方法人特別税徴収猶予(期間延長)通知書」に改め、同様式その7中

「事業税」を

「事業税・地方法人特別税」に、

「所得割額」を「所得割額又は地方法人特別税」に改める。

別記第4号様式の4その3中

「事業税」を

「事業税・地方法人特別税」に、

「所得割額」を「所得割額又は地方法人特別税」に改める。

別記第4号様式の5の末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 道税と併せて地方法人特別税について滞納処分の停止の通知をするときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用すること。

別記第4号様式の6の末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 道税と併せて地方法人特別税について納税の義務の消滅の通知をするときに使用する場合は、この様式中「消滅した徴収金額」とあるのを「消滅した徴収金等の額」と、「停止した徴収金」とあるのを「停止した徴収金等」と訂正して使用すること。

別記第4号様式の7末尾欄外注意の事項の次に次のように加える。

摘要 道税と併せて地方法人特別税について滞納処分の停止の取消しの通知をするときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用すること。

別記第4号様式の8末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 道税と併せて地方法人特別税の換価の猶予を受けるために担保を提供するときに使用する場合は、この様式中「換価の猶予に係る徴収金額」とあるのを「換価の猶予に係る徴収金等の額」と、「上記徴収金」とあるのを「上記徴収金等」と訂正して使用してください。

別記第4号様式の9末尾欄外注意の事項を同注意1の事項とし、同注意に次の1事項を加える。

2 道税と併せて地方法人特別税の担保として保証するときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用してください。

別記第5号様式の4末尾欄外注意の事項の次に摘要の事項として次のように加える。

摘要 道税と併せて地方法人特別税に係る保全差押金額の決定の通知をするときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用すること。

別記第6号様式の6その2中「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に、「第62条による継続検査の」を「第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の返付を受ける」に、

「継続検査予定」を「自動車検査証返付予定」に改める。

年月日 年月日

別記第6号様式の7その2中「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に、

「 継続検査予定  
年 月 日 」 を 「 自動車検査証  
返 付 予 定  
年 月 日 」 に改め、同様式その3からその6までの規

定中「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に改める。

別記第9号様式の末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 道税と併せて地方法人特別税の徴収の引継ぎ又は引受けをするときに使用する場合は、この様式中「道税徴収金引継書」とあるのを「道税等徴収金引継書」と、「道税徴収金引受書」とあるのを「道税等徴収金引受書」と訂正して使用すること。

別記第10号様式の末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 道税と併せて地方法人特別税の徴収の嘱託をするときに使用する場合は、この様式中「道税滞納金徴収嘱託書」とあるのを「道税等滞納金徴収嘱託書」と、「道税に」とあるのを「道税等に」と訂正して使用すること。

別記第26号様式その1（裏）中

「 年度 法 人 事 業 税 」 を  
「 年度 法 人 事 業 税  
地 方 法 人 特 別 税 」 に改め、同様式その2（表）中  
「 法 人 道 民 税 徴 収 原 簿 」 を  
「 法 人 道 民 税 徴 収 原 簿  
地 方 法 人 特 別 税 」 に、

別記第48号様式の2（第39条の4、第41条の5関係）

（表）  
法人道民税 更正  
法人事業税の決定 通知書兼納付告知書  
地方法人特別税 加算金決定

「 事業税 」 を 「 事業税・地方法人特別税 」 に、

「 事 業 税 」 を 「 事 業 税  
地 方 法 人 特 別 税 」 に改める。

別記第35号様式の24末尾欄外注意の事項中「地方税」の次に「（地方法人特別税について交付要求されている場合は、地方法人特別税を含みます。）」を加える。

別記第35号様式の35末尾欄外注意の事項中「地方税」の次に「（地方法人特別税について参加差押えされている場合は、地方法人特別税を含みます。）」を加える。

別記第35号様式の38末尾欄外摘要の事項に次のように加える。

3 道税と併せて地方法人特別税に係る差押財産の公売の通知をするときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の39末尾欄外摘要の事項に次のように加える。

5 道税と併せて地方法人特別税に係る差押財産の公売の通知及び「債権現在額申立書」提出の催告をするときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の51末尾欄外摘要の事項を次のように改める。

摘要 1 配当金又は残余金の供託を要する場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。

2 道税と併せて地方法人特別税に係る差押えをしているときに使用する場合は、この様式中「徴収金」とあるのを「徴収金等」と訂正して使用すること。

別記第35号様式の51の2末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 道税と併せて地方法人特別税に係る充当の通知をするときに使用する場合は、この様式中「道税滞納金」とあるのを「道税等滞納金」と訂正して使用すること。

別記第48号様式の2（表）を次のように改める。

所在地  名称  様	事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	決定番号	
	法人税の通知年月日及び処理区分	年 月 日 確定 確是 修正 修是 更正 決定	法人番号	
	確定申告	申告年月日 年 月 日 期限 年 月 日	法人区分	地方税法第72条の適用
	修正申告	申告年月日 年 月 日	備考	

区 分	更 正 決 定 額			既 に 納 付 の 確 定 し た 額			差引納付すべき税額 (円)
	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	
総額 法人税額又は個別帰属法人税額							
法 人 本 道 民 税 分	法 人 税 割 額 ①						
	外国の法人税等の額の控除額 ②						
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ③						
	利子割額の控除額 ④						
	差引法人税割額 ① - ② - ③ - ④ ⑤						
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑥						
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ⑦						
	差引納付すべき法人税割額 ⑤ - ⑥ + ⑦ ⑧						Ⓐ
均 等 割 額		/12			/12	Ⓑ	
仮装経理に基づく法人税割額の繰越控除額							
租税条約の実施に係る法人税割額の繰越控除額							
区 分	更 正 決 定 額			既 に 納 付 の 確 定 し た 額			差引納付すべき税額 (円)
	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	





別記第49号様式の2その1中「事業税申告納付期限承認通知書」を「事業税・地方人特別税申告納付期限承認通知書」に、「事業税の」を「事業税及び地方人特別税の」に改め、同様式その2中「事業税申告納付期限不承認通知書」を「事業税・地方人特別税申告納付期限不承認通知書」に改める。

別記第49号様式の5その1中

「

事業税	有	年	月	日	の事業年度から	月間
	無	年	月	日		
道民税	有	年	月	日	の事業年度から	月間
	無	年	月	日		

」を

「

事業税	有	年	月	日	の事業年度から	月間
地方人特別税	無	年	月	日		
道民税	有	年	月	日	の事業年度から	月間
	無	年	月	日		

」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、北海道税条例施行規則別記第6号様式の6その2及び別記第6号様式の7の改正規定は平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第95号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第148条第1項第3号中「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫」に改める。

第196条第4号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 地方人特別税

別記様式目次中

「第74号その1 前渡資金出納計算書 323  
その2 前渡資金出納計算書 323」を  
「第74号 前渡資金出納計算書 323」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成20年10月1日から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の3第9項の規定により納付される負担金等に係る歳入金の調定については、この規則による改正後の北海道財務規則第43条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

### 北海道告示第622号

平成6年北海道告示第1480号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

「社団法人北海道産炭地域振興センター」を「社団法人北海道産炭地域振興センター」に、  
財団法人北海道私立高等学校奨学会」

「財団法人北海道地域活動振興協会」を「財団法人北海道地域活動振興協会」に、「財団法人  
財団法人北方圏交流基金」

人北海道住宅管理公社」を「財団法人北海道住宅管理公社」に、「財団法人アイヌ文化  
人北海道長寿社会振興財団」

振興・研究推進機構」を「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」に改める。  
社会福祉事業職員共済会」

### 北海道告示第623号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- (1) 名 称 亀田川水源地鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、函館市の北東、函館市の上水道の水源である亀田川上流域に位置し、標高約50mから約300mの森林で、ブナ、ミズナラ等を主体とする天然林とスギ、トドマツ、カラマツ等の人工林からなる林相の変化に富む優れた森林によって構成され、その一部が笹流自然景観保護地区にも指定されている。

また、区域内には、新中野ダム、笹流ダムの2つのダムがあり、静水域には、カモ類などの飛来が多数見られるなど、森林及び静水域の環境はともに良好で、森林性鳥獣の生息環境として好適であることから、野生鳥獣の保護を図るため、昭和33年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の更新を行う。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名 称 関内鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

##### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、八雲町熊石関内町北方の関内川中流部の右岸に位置する標高約50mから432mの森林で、一部には岩盤の露出も見られる急斜地で、溪谷の入り組んだ変化に富む地形である。

林相はブナ、ミズナラ等の広葉樹、かん木類の天然林とスギ、トドマツ、シラカバの人工林により構成され、森林の環境は良好で、森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の更新を行う。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 3(1) 名 称 館野鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

##### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、檜山郡上ノ国町石崎市街地の南南西方向に位置しており、広葉樹林からなる、標高300～500m前後の林野である。エゾライチョウ、アカゲラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 4(1) 名 称 天の川鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

##### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

##### イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR上ノ国駅から南西方向約1キロメートルに位置しており、河口には鮎などの多くの魚類が生息し、毎年多くの水鳥がわたってくるのに適したところである。そのため集団渡来地の保護区として平成10年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

#### ウ 管理方針

次のとおり

- 5(1) 名 称 厚沢部鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

##### ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

##### イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、厚沢部町役場から南西約500メートルに位置しており、スギ、カラマツ等の人工林で、トビ、キジバト、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和63年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図ると

もに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 6(1) 名 称 芦別鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、空知川と辺溪川に囲まれた小丘陵地で、ナラ、イタヤカエデ、シナ、カンバ等の天然林とタモ、トドマツ等の人工林からなる森林で、アカゲラ、ヤマガラ、シジウカラ等の鳥獣が生息している。また、地域住民の自然観察や散策の場としても親しまれており、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定されている。存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 7(1) 名 称 蘭留鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR比布駅から北方約6キロメートルに位置する比布町立蘭留小学校の裏手にある学校林で、林相は広葉樹の天然林、針葉樹の人工林と多種であり、付近には緑豊かな神社や沼がある公園もあり、鳥類の生息環境として良好な地域である。

また、蘭留小学校は昭和42年から愛鳥モデル校として指定されており、児童生徒の野鳥観察の場として親しまれている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 8(1) 名 称 協成鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

常呂郡訓子府町の市街地から南南西へ約2 kmに位置し、協成川とケトナイ川の合流点(常呂川支流)となる丘陵地である。

丘陵地頂上部の西側斜面にはシラカバ、ハンノキなどの中径木を主体とした広葉樹林が広がり、周辺には放牧場や農耕地が見られ、東側にはエゾヤマザクラが植栽されており、エゾライチョウ、カッコウ等森林性の鳥獣が多数生息する。

当該地は、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和63年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 9(1) 名 称 地球岬鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域はJR室蘭本線母恋駅から南東約2.5キロメートルに位置し、イタヤカエデ、シラカバ、ホオノキ、シナノキ等の森林で、ハヤブサ、ヒヨドリ、アオジ、メジロ、シジウカラ等が生息している。また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和63年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、また、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 10(1) 名 称 井寒台の森鳥獣保護区

- (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで(20年間)  
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

浦河町市街地に接し、カシワ、イタヤカエデ、シナノキ等の広葉樹を主とする天然林で、野生鳥獣の生息地として良好な環境となっている。当該区域は森林公園として展望台や散策路があり、広く住民の保健休養の場所として利用されている。

そのため、鳥獣保護区に指定し、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 11(1) 名 称 清見鳥獣保護区

- (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、中川郡池田町字清見に所在し、池田町役場から北東へ約2.5kmに位置する。

カバ・ナラ等の天然広葉樹の森林で、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。また、キャンプ場等の施設を有した「まきばの家」があり、町内外の人々にレクリエーションの場として利用されており、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 12(1) 名 称 駒牧高谷鳥獣保護区

- (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成40年9月30日まで(20年間)  
 (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分  
 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR釧路駅から西方約20キロメートル(たんちょう釧路空港から約4km)に位置しており、広葉樹を中心とした天然林で、エゾシカ、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の野鳥が数多く集まる森林として、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第624号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名 称 江別市朝日町特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名 称 野津幌川特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名 称 函館湾特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名 称 小樽祝津特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区 域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 5(1) 名称 幌別ダム下流特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6(1) 名称 登別川特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7(1) 名称 向別川特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8(1) 名称 十勝太特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9(1) 名称 昭栄特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10(1) 名称 十勝三股特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11(1) 名称 達古武特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 12(1) 名称 白糠町青少年旅行村特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 13(1) 名称 浜中町火散布特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 14(1) 名称 根室湾中部特定猟具使用禁止区域  
 (2) 区域 次のとおり  
 (3) 存続期間 平成20年10月1日から平成30年9月30日まで(10年間)  
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第625号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、留辺薬土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成20.9.1	理事	高橋 圭司	北見市留辺薬町松山5番地29
同	同	同	荒 喜代隆	留辺薬町旭西209番地1
同	同	同	澤 山 一之	留辺薬町大富280番地
同	同	同	加 藤 清	留辺薬町昭栄136番地
同	同	同	牧 野 篤 嗣	留辺薬町平里197番地2
同	同	同	東海林 和 行	留辺薬町大和103番地3
同	同	同	南 川 健次郎	留辺薬町旭公園91番地136
同	同	監事	大 原 行 雄	留辺薬町昭栄404番地3
同	同	同	本 條 喜代一	留辺薬町滝の湯107番地3
退任	同 20.3.31	理事	南 川 健次郎	留辺薬町旭公園91番地136
同	同	同	飯 田 廣 幸	留辺薬町大富127番地4
同	同	同	加 藤 清	留辺薬町昭栄136番地
同	同	同	澤 山 一之	留辺薬町大富280番地
同	同 20.8.31	監事	大 原 行 雄	留辺薬町昭栄404番地3
同	同	同	渡 辺 勝 美	留辺薬町旭3区200番地

**北海道告示第626号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成20年9月18日、浦河町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第627号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
沙流土地改良区	池売頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	池売第2頭首工	同
同	岩知志第1頭首工	同
同	貫気別第1頭首工	同
同	小平第2頭首工	同
同	小平第6頭首工	同
同	小平第7頭首工	同
同	旭第4頭首工	同
同	高橋頭首工	同

北海道告示第628号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字平宇222(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第629号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡雨竜町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
雨竜町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び雨竜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第630号

次の建設業の許可の取消しについて、平成20年9月18日、職権により取り消した。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

許可の全部廃業とした建設業を営む者

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社大田工務店	般-18石第15514号	平成20.6.5

北海道告示第631号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 礼文島線 礼文郡礼文町大字香深村字チャシトンス 8 番27地 平成20.9.30  
先から礼文郡礼文町大字香深村字フンベ子フ359  
番 1 地先 (海浜地) まで

### 北海道告示第632号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 女満別空港線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
網走郡大空町女満別中央289番 1 地先から		前	22.73mから	190.24m	
網走郡大空町女満別中央390番 5 地先まで			29.17mまで		
		後	23.90mから	189.52m	
			29.39mまで		

### 北海道告示第633号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河川の名 称 二級河川海辺川水系海辺川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成20年 9 月30日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸) 様似郡様似町西町67番 3 地先から103番 2 地先まで、104番 2 地先から136番 1 地先まで  
(右岸) 様似郡様似町西町72番 2 地先から101番 2 地先まで、102番地先から153番 1 地先まで、151番 1 地先から139番 2 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 12,654.63㎡

### 北海道告示第634号

平成10年北海道告示第1942号 (北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関) の一部を次のように改正し、平成20年10月 1 日から施行する。

平成20年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項商工組合中央金庫の事項中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

### 北海道告示第635号

平成10年北海道告示第1942号 (北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関) の一部を次のように改正し、平成20年10月14日から施行する。

平成20年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項株式会社札幌銀行を削る。

## 公 表

北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年条例 6 号) 第 4 条の規定により、平成19年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、行政情報センター及び各支庁行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>) から閲覧することができる。

平成20年 9 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 支 庁 告 示

### 北海道十勝支庁告示第77号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年 9 月30日

北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ア リール式散水施設 ( 75以上、L = 350m以上、レインガン型・ブーム兼用タイプ) 1 台  
イ ホース ( 75以上、合成樹脂製 L = 20m ) 1 本  
ウ 直管 ( 75以上、L = 6 m以上) 38本

エ 直管(75以上、L=3m以上)	1本
オ 直管(75以上、L=2m以上)	2本
カ 直管(75以上、L=1m以上)	1本
キ 立ち上がり管(75以上)	5個
ク 立ち上がり取水管(75以上)	1個
ケ エンド管(75以上)	2個
コ 町野式異形ジョイント(取水栓用)	1個
サ 町野式異形ジョイント(多目栓用)	1個
シ チーズ管(75×75以上)	1個
2 落札を決定した日	
平成20年9月12日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 緑産株式会社	
(2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334番地	
4 落札金額	
11,497,500円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
平成20年8月15日付け北海道十勝支庁告示第64号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課	
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目	

**道 企 業 管 理 規 程**

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年9月30日  
北海道公営企業管理者 青木次郎

**北海道企業管理規程第8号**  
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程  
北海道企業職員給与規程(昭和42年北海道企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。  
第9条第4項中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

**附 則**  
この条例は、平成20年10月1日から施行する。

**道教育庁後志教育局告示**

**北海道教育庁後志教育局告示第15号**  
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成20年9月30日  
北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータの賃貸借(22台分)一式(1月当たりの単価)
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- 契 約 期 間 平成21年1月6日から平成26年12月26日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- 納 入 場 所 北海道古平高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。

- 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。  
ア 申 請 の 時 期 平成20年9月30日から11月10日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

<p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 北海道後志合同庁舎 3 階 2 号会議室（送付による場合は、3 の(1)のウに同じ。）</p> <p>(2) 入札日時 平成20年11月19日 午前10時（送付による場合は、同年11月18日必着）</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。</p> <p>7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成20年 3 月21日付け北海道教育庁後志教育局告示第12号</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4 に同じ。</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送又は電子メール送信による交付を希望する場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 郵送による場合 A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。</p> <p>イ 電子メールによる場合 契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：hutagami.yukiko@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。</p> <p>9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p>	<p>10 その他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。</p> <p>(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い</p> <p>ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 月当たりの契約額金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 電話番号 0136 - 23 - 1977</p> <p>11 Summary</p> <p>A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 22 1 set</p> <p>B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 19, 2008 (If mailed bids must arrive no later November 18.)</p> <p>C Contact : kita-1-higashi-2, Kutchan-Town, abuta-gun, Hokkaido, Japan, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 044-8544 Phone : 0136-23-1977</p> <hr/> <p><b>北海道教育庁後志教育局告示第16号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成20年 9 月30日 北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借（9 台分）一式（1 月当たりの単価）</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。</p>
---	---

- (3) 契 約 期 間 平成21年1月6日から平成25年12月27日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 北海道高等聾学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成20年9月30日から11月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、3の(1)のウに同じ。）
- (2) 入 札 日 時 平成20年11月19日 午前11時（送付による場合は、同年11月18日必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成20年3月21日付け北海道教育庁後志教育局告示第12号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送又は電子メール送信による交付を希望する場合は、次のとおりとする。

ア 郵送による場合 A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

イ 電子メールによる場合 契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：hutagami.yukiko@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約額金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 044 - 8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
電話番号 0136 - 23 - 1977

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 9 1 set  
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., November 19, 2008  
(If mailed bids must arrive no later November 18.)  
C Contact : kita-1-higashi-2, Kutchan-Town, abuta-gun, Hokkaido, Japan, Shiribeshi District  
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 044-8544  
Phone : 0136-23-1977

## 道 人 事 委 員 会 規 則

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに  
公布する。

平成20年9月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則13 - 68

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

**第1条** 次に掲げる規則の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

- (1) 地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 1107）第5条第2号
- (2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13 - 66）第7条第2項第5号
- (3) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13 - 67）第7条第2項第5号

**第2条** 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 405）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫（以下「公庫」という。）」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第16条第4号中「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

### 附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

